

(2) 立憲民主・千葉民主の会

ア 議員定数について

現行94人から17人削減し、77人とする。

イ 選挙区について

合区により、現行42選挙区から15選挙区削減し、27選挙区とする。

ウ 具体的な内容について

現行選挙区	定数	改正案の選挙区		定数	増減
千葉市中央区	3	千葉1区	千葉市中央区及び千葉市緑区を合区	4	△1
千葉市緑区	2				
千葉市稲毛区	2	千葉2区	千葉市稲毛区及び千葉市若葉区を合区	4	±0
千葉市若葉区	2				
千葉市花見川区	3	千葉3区	千葉市花見川区及び千葉市美浜区を合区	4	△1
千葉市美浜区	2				
市原市	4	市原1区		4	±0
習志野市	2	葛南1区		2	±0
八千代市	3	葛南2区		2	△1
船橋市	7	葛南3区		7	±0
市川市	6	葛南4区		6	±0
浦安市	2	葛南5区		2	±0
松戸市	7	東葛飾1区		6	△1
鎌ヶ谷市	2	東葛飾2区		2	±0
柏市	5	東葛飾3区		5	±0
我孫子市	2	東葛飾4区		2	±0
野田市	2	東葛飾5区		2	±0
流山市	2	東葛飾6区		2	±0
佐倉市・酒々井町	3	印旛1区	佐倉市・酒々井町及び八街市を合区	3	△1
八街市	1				
四街道市	2	印旛2区		1	△1
印西市・栄町	2	印旛3区	印西市・栄町及び白井市を合区	2	△1
白井市	1				
成田市	2	印旛4区	成田市及び富里市を合区	2	△1
富里市	1				

現行選挙区	定数	改正案の選挙区		定数	増減
香取市・神崎町・多古町	2	香取 1 区	香取市・神崎町・多古町及び東庄町を合区	2	△ 1
東庄町	1				
銚子市	1	海匝 1 区	銚子市、旭市及び匝瑳市を合区	2	△ 1
旭市	1				
匝瑳市	1				
山武市・山武郡	2	山武 1 区	山武郡、東金市、大網白里市及び山武市を合区	2	△ 2
東金市	1				
大網白里市	1				
長生郡	1	長生 1 区	長生郡及び茂原市を合区	2	△ 1
茂原市	2				
勝浦市・夷隅郡	1	夷隅 1 区	勝浦市・夷隅郡及びいすみ市を合区	1	△ 1
いすみ市	1				
木更津市	2	君津 1 区	木更津市及び袖ヶ浦市を合区	2	△ 1
袖ヶ浦市	1				
君津市	2	君津 2 区	君津市及び富津市を合区	2	△ 1
富津市	1				
館山市	1	安房 1 区	館山市と鴨川市・南房総市・安房郡を合区	2	△ 1
鴨川市・南房総市・安房郡	2				

エ 主な考え方について

逆転選挙区の解消、国の衆議院選において最高裁でも違憲状態とされた 2 倍以上の一票の較差の解消、また、改革政党として大幅な議員定数の削減を推進することの 3 点を見直しポイントとして検討した。

将来的には人口 10 万人程度に 1 人の議員定数を目指しており、激変緩和の観点から 17 人減の 77 人とした。

県議会議員の職務は、県民全体のための政策推進をすることである。そのため、広域な県民のための政策が実現すると思われる県の行政区画である地域振興事務所の単位を基礎とした選挙区に変えるべきと考える。